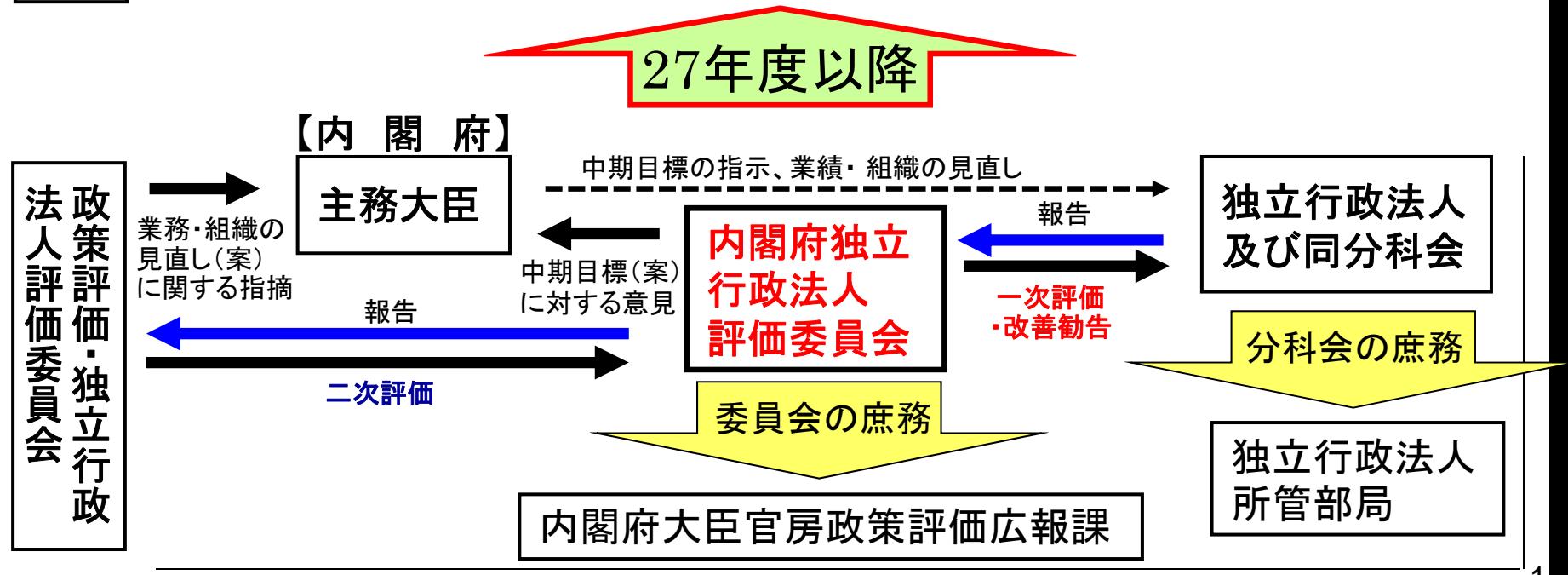
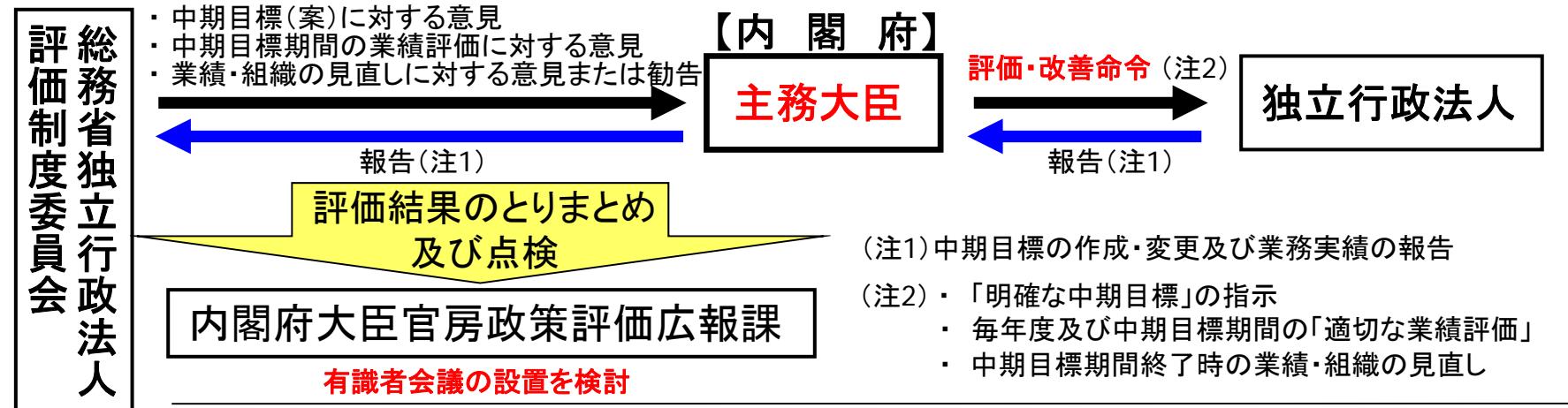


平成27年4月以降の独立行政法人 の評価体制等について

平成26年8月
大臣官房 政策評価広報課

「改正通則法」に基づく新たな評価体制

内閣府独立行政法人評価委員会及び同分科会が実施していた独立行政法人の政策評価（2段階審査）から、主務大臣が独立行政法人評価制度委員会に報告する方法に簡素化。



独立行政法人の新たな分類及び評価基準について

1. 「改正通則法」における独法の3分類と内閣府の該当法人

- ① 「中期目標管理法人」は、中期目標管理により事務・事業を行う法人であり、内閣府では、北方領土問題対策協会及び国民生活センターが該当します。
- ② 「国立研究開発法人」は、我が国の科学技術水準の向上を通じた研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする行う法人であり、内閣府では、宇宙航空研究開発機構及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構が該当します。
- ③ 「行政執行法人」は、国の行政事務と密接に関連して行われる事務及び事業を執行することを目的とする単年度法人であり、内閣府では国立公文書館が該当します。

2. 独立行政法人に対する新たな評価基準について（「独立行政法人の評価に関する指針」（案）の記載内容）

「改正通則法」に基づく総務省で取り纏め中の「独立行政法人の評価に関する指針」（案）において、各独法の27年度以降業務実績の項目別及び総合評定について、原則として「S」「A」「B」「C」「D」の5段階で行い、「B」を標準とするとの統一基準が示されました。

これは現在の各府省庁における評価の実態が、①政府全体としての評価の統一性を欠くこと、②中期目標を総括した評価が次期中期目標に生かされていないとの課題認識に基づくものです。